

一般社団法人 北海道オープンデータ推進協議会 会費等規則

(目的)

第1条

この規則は、一般社団法人 北海道オープンデータ推進協議会（以下「当法人」という。）定款第6条、第8条第2項の規定に基づき、当法人の会費等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(社員の種別及び会費)

第2条

社員の種別は、次の各号で定めるとおりとし、社員種別に応じ、別紙「会費の算定基準」に基づき、会費を納入しなければならない。

- (1) 社員Aは、当法人の目的に賛同して入社した法人のうち、当法人設立時の法人とする。
- (2) 社員Bは、当法人の目的に賛同して入社した法人のうち、社員A及び社員C以外の法人とする。
- (3) 社員Cは、当法人の目的に賛同して入社した法人のうち、社団法人、財団法人、NPO法人又は合同会社とする。
- (4) 社員Dは、当法人の目的に賛同し入社した自治体又は個人その他の上記各号に該当しない会員とする。

(会費の納入)

第3条

社員及び賛助会員は、当法人定款第33条に規定する事業年度ごとに定められる別紙「会費の算定基準」に基づき会費を納入しなければならない。

2 会費は、毎年4月末日までに、年会費全額を一括して指定の銀行口座に振り込むものとする。かかる振込の手数料は、振込を行う社員及び賛助会員の負担とする。

3 当法人の設立初年度の会費の納入期限は、理事会の決議を経て別に定める。

4 事業年度途中の入社に係る会費にあっても、入社月末日までに年額として定められた金額全額を納入するものとする。

(社員及び賛助会員の資格の継続)

第4条

社員及び賛助会員の資格は、当法人定款第33条に規定する事業年度の終了の日の30日以上前に、退社の届出がない場合は、翌事業年度についても継続するものとする。

附則

1 本規則は、本規則が成立した日から施行する。

2 第3条第3項の規定は、設立初年度経過時に失効し、第4項が第3項に繰り上がるものとする。

会費の算定基準

1. 法人社員の年会費については1口3万円とし、下記の通り定める。

社員種別		年会費
社員A		1口以上
社員B	資本金5,001万円以上	10口以上
	資本金2,001万円以上、5,000万円以下	5口以上
	資本金2,000万円以下	2口以上
社員C		2口以上
社員D		無料

2. 社員Bに関する資本金は、事業年度の初日（事業年度の途中から加入した場合は、加入時）における資本金の額を基準とする。
3. 上記規定にかかわらず、理事会が特に認めた場合は、年会費を減額又は免除できるものとする。

平成28年12月01日 制定